

答 申

第1 審査会の結論

岡山県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書一部開示決定において開示しないこととした部分のうち、別紙2に掲げるものについては開示することが適当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成20年10月10日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「全国学力学習状況調査の結果及びこれに関連付帯する書面一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、別紙1に掲げる文書を特定した上で、平成19年度分のNo.58並びに平成20年度分のNo.35及びNo.36の各一部については非開示とする公文書一部開示決定（その内容は別紙1の「開示決定の内容」欄に記載のとおりであり、以下「本件処分」という。）を行い、次の開示しない理由を付して平成20年10月20日付けで異議申立人に通知した。

（開示しない理由）

条例第7条第6号該当

- ・岡山県教育委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- ・調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年11月5日、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年11月13日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消して非開示とした部分の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

実施機関の開示しない理由は、条文を示した上で、条文の文言を引用記載したものにすぎず、理由付記としては不十分（要件不備）である。確実であろうと思われるがい然性の高い「おそれ」の具体的主張を実施機関に求めたい。

なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭による意見陳述の希望はなかった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 一部開示決定をした理由

(1) 非開示理由説明書における説明

全国学力・学習状況調査（以下「本件調査」という。）に関する実施要領（以下「実施要領」という。）では、調査結果の取扱いについて、「この調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度の競争につながらないように十分配慮して、適切に取り扱うものとする」という考え方の下、具体的に配慮すべき点として、「本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと」等を明記している。

本件調査の参加主体である市町村教育委員会は、この実施要領に賛同し、参加を決めており、また、調査結果の公表は、参加主体である市町村が判断することである。

実施要領に反して実施機関が、市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにして公表をすれば、次年度以降参加をしない市町村が出てくることも予想され、そうなるに悉皆で行っている本件調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、県立学校については、実施要領に基づき、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わない。特に特別支援学校については、参加校・参加者数も限られており、結果公表が学校や個人の特定につながるおそれがある。

以上の理由から、別紙1のうち平成19年度分のNo.58、平成20年度分のNo.35及びNo.36に係る市町村及び域内小中学校並びに県立学校の個別資料については、非開示とした。

(2) 意見陳述における説明

実施機関が県内各市町村教育委員会や学校別の平均正答率の数値が示されている資料を開示すれば、数値のみが一人歩きし、興味本位のランク付けをされ、市町村や学校の序列化を生じてしまう可能性が大きい。

その結果、順位が低い学校の生徒であれば劣等感を抱くとか、発達障害、知的障

害の子供や勉強が苦手なテストの結果も良くない子供に差別やいじめが生まれるなど、児童生徒に様々な悪影響が及ぼされるのではないかと大変危惧される。

過去には、東京都足立区で行われた区独自の学力テストにおいて不正行為の疑いや障害のある児童の点数を集計から除外したという事案が発生しているが、これは同区が一律に学校別の平均正答率の数値を公表したことで学校の序列化を招き過度の競争を生んでいる事実である。

実施機関では、学力調査の結果を各市町村教育委員会や学校が活用することで児童生徒や保護者、地域全体の教育に対する意欲や熱意を高めて、教育の質を向上させることは必要であると考えており、実際、県内の全ての市町村教育委員会が調査結果を活用し、平均正答率の数値そのものは公表していないが、国や県との比較において、学力や学習の状況の説明をしたり、市町村全体の正答数の分布図を示したりして、保護者や地域とともに課題の改善に向けて取り組んでいる。市町村教育委員会や学校が調査結果とともに自らの課題を踏まえて改善策を示すことは大切なことであるし、そうしてこそ教育の質の向上という観点から公表する意味があると考えられるが、実施機関が一律に市町村別・学校別の平均正答率の数値を公表すると、混乱や悪影響の可能性の方が大きい。

秋田県では知事が市町村名を明らかにして結果を公表したことにより市町村教育委員会から多くの批判が出ており、混乱を招いた。

現に40数年前の国が行った学力テストにおいて、過度の競争や序列化が実際に起こったことを踏まえて、国は実施要領において公表の取扱いについて明記している。

県内のすべての市町村教育委員会は、国が示す実施要領を踏まえて実施機関が行っている現在の公表の仕方を支持している。

実施機関が市町村教育委員会の意向に反して一方的に平均正答率の数値を開示してしまうと、市町村教育委員会及び各学校と県教育委員会との信頼関係が損なわれてしまい、そうすると教育の質を高めるという調査の目的の実現を妨げる。

2 理由の付記について

本件処分については、開示しない理由として、「条例第7条第6号該当」であること及び「岡山県教育委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。」と記載しており、理由の付記に不足はない。

第5 審査会の判断

1 本件調査について

本件調査は、文部科学省が平成19年度から実施しているものであるが、実施要領(平成20年度)においてその目的は次のとおり記載されている。

- ・国が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び

教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

- ・各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- ・各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。

また、本件調査は、実施主体である文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会及び市町村教育委員会等の参加主体の協力を得て実施するものであり、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第248条第1項に規定する地方公共団体の組合に設置された教育委員会を含む。以下同じ。）に対して、指導・助言・連絡等をするなど調査に協力するとともに、自らが設置管理する調査に関係する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査にあたることとされている。

調査対象とする児童生徒は、国・公・私立の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）6年、中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）3年の原則として全児童生徒で、小学校6年は国語・算数、中学校3年は国語・数学について、それぞれ「知識」に関する問題（A）と「活用」に関する問題（B）に係る筆記テスト（以下、「学力調査」という。）並びに学習意欲、学習方法、学習環境及び生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童・生徒質問紙調査」という。）が実施され、併せて学校に対して、学校における指導方法に関する取組みや学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）が行われている。

2 本件調査に係る調査結果の公表等に係る取扱いについて

本件調査に係る調査結果の公表について、実施要領では、文部科学省が、「国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況と都道府県ごとの公立学校全体の状況、地域の規模等に応じたまとまりにおける公立学校全体の状況」を公表することとする一方、調査結果の取扱いに関する配慮事項として、「本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮して、適切に取り扱うものとする。」とした上で、市町村や学校の状況について、「本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと」、「市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと」、「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること」、「学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること」などと定めている。

また、実施要領（平成20年度）において、文部科学省は公表する内容を除く調査結果については行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42

号) 第5条第6号の規定を根拠に不開示情報として取り扱うこととするとともに、教育委員会等においても、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、適切に対応する必要があるとの留意事項を定めている。

3 異議申立ての対象となった公文書について

異議申立ての対象となった公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、平成19年度及び平成20年度に実施された本件調査に係る調査結果として文部科学省から実施機関に提供された資料であり、別紙1の平成19年度分のNo.58並びに平成20年度分のNo.35及びNo.36のうち「開示決定の内容」欄に「●」又は「▲」が記載された文書である。

なお、本件対象公文書のうち平成19年度のNo.58及び平成20年度のNo.36については、別紙1のとおり岡山県(主に県内公立学校全体の状況)、各市町村教育委員会(主に各市町村立学校(地方公共団体の組合が設置した学校を含む。以下同じ。)全体の状況)、岡山県教育委員会(主に県立学校全体の状況)及び各県立学校(各県立学校の状況)に係るものに区分され、各区分ごとに①から⑩までの種類の文書が「開示決定の内容」欄のとおり存在するが、平成20年度分のNo.35(以下「⑫」という。)を含め、その概要は⑩を除き次のとおりである。

※各文書に記載された集計値は、平成19年度分については平成19年4月24日に、また、平成20年度分については平成20年4月22日に実施した調査の結果を集計したものであり、学校行事等の関係で両日より後に実施した調査の結果は含まれていない。

① 調査結果概況

国語A・B、算数(数学)A・Bの教科区分(以下「教科区分」という。)ごとに、本件調査に係る調査結果の取りまとめの対象となった児童・生徒の数(以下「児童・生徒数」という。)、平均正答数、平均正答率、中央値及び標準偏差並びに正答数ごとの児童・生徒の数及び割合と、これらを基に正答数の分布を示したグラフが記載されている。

② 設問別調査結果

教科区分ごとに、児童・生徒数、本件調査に係る調査結果の取りまとめの対象となった学校の数(岡山県分に限る。以下「学校数」という。)及び平均正答率並びに設問の分類・区分別の対象設問数及び平均正答率と、設問番号ごとの設問の概要、出題の趣旨、分類・区分、正答率及び無解答率が記載されている。

③ 設問別(解答類型)調査結果

教科区分ごとに、児童・生徒数並びに設問番号ごとの設問の概要、出題の趣旨及び解答類型別の解答の割合(正答である解答類型の解答の割合は設問別調査結果の正答率と一致する。)が記載されている。

なお、各県立学校分の資料には、組ごとの平均正答率等及び児童・生徒の答案番号ごとの解答状況が記載された資料が添付されている。

④ 回答結果集計[児童・生徒質問紙](表)

学習意欲、学習方法、学習環境及び生活の諸側面等に関する項目について、児童・生徒が回答した結果を取りまとめたもので、児童・生徒数及び学校数（岡山県分に限る。）、質問番号ごとの質問事項並びに選択肢別に回答した児童・生徒の数及び割合が記載されている。

なお、各県立学校分の資料には、児童・生徒の答案番号ごとの回答状況が記載された資料が添付されている。

⑤ 回答結果集計 [児童・生徒質問紙] (グラフ)

文書④の結果を基に、質問番号ごとに質問事項とともに選択肢別の回答割合が数値と帯グラフで示されている。

*文書①から⑤までについては、それぞれ岡山県分（異議申立て外）、各市町村教育委員会分、岡山県教育委員会分及び各県立学校分の資料がある。岡山県分の資料には全国及び岡山県の公立学校全体に係る調査結果が記載されているが、それに加えて各市町村教育委員会分の資料については各市町村立学校全体に係る調査結果が、岡山県教育委員会分の資料については県立学校全体に係る調査結果が、また、各県立学校分の資料については各学校に係る調査結果が、それぞれ付加されている。

⑥ 回答結果集計 [学校質問紙] (表)

学校における指導方法に関する取組みや学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する項目について、各学校が回答した結果を取りまとめたもので、学校数、質問番号ごとの質問事項並びに選択肢別に回答した学校数及び割合が記載されている。

なお、当該質問紙は各学校の校長が回答することとされている。

⑦ 回答結果集計 [学校質問紙] (グラフ)

文書⑥の結果を基に、質問番号ごとに質問事項とともに選択肢別の回答割合が数値と帯グラフで示されている。

*文書⑥及び⑦については、それぞれ岡山県分（異議申立て外）、各市町村教育委員会分及び岡山県教育委員会分の資料がある。岡山県分の資料には全国及び岡山県の公立学校全体に係る調査結果が記録されているが、それに加えて各市町村教育委員会分の資料については各市町村立学校全体に係る調査結果が、また、岡山県教育委員会分の資料については県立学校全体に係る調査結果が、それぞれ付加されている。

⑧ クロス集計表 [児童・生徒質問紙－教科]

児童・生徒の生活状況や学習状況等と学力調査の結果との相関関係を見るために、児童・生徒質問紙調査の質問ごとに、当該質問に対する回答の選択肢別の児童・生徒の数及び割合と児童・生徒を教科区分ごとに正答数の多い順に4つに区分した各階層に該当する児童・生徒の数及び割合との相関関係を示した集計表と、同じく回答の選択肢別に教科区分ごとの平均正答率を示した表が記載されている。

*文書⑧については、岡山県分（異議申立て外）、各市町村教育委員会分及び岡山県教育委員会分の資料がある。岡山県分の資料には岡山県の公立学校全体に係る調査結果が、各市町村教育委員会分の資料については各市町村立学校全体に係る

調査結果が、また、岡山県教育委員会分の資料には県立学校全体に係る調査結果が記録されている。

⑨ 回答状況 [学校質問紙]

学校質問紙調査の各質問に対する学校ごとの回答状況が記載されている。

* 文書⑨については、各市町村教育委員会分及び岡山県教育委員会分の各資料があり、それぞれ各市町村立学校及び各県立学校に係る調査結果が記録されている。

⑩ 実施概況

学校数（平成19年度分に限る。）及び児童・生徒数並びに各教科区分ごとの平均正答数及び平均正答率に関して、全国（国公立）・全国（公立）・岡山県（公立）に係る数値と、岡山県分の資料については岡山県教育委員会及び各市町村教育委員会に係る数値が、各市町村教育委員会分の資料については各市町村教育委員会及び各市町村立学校に係る数値が、また、岡山県教育委員会分の資料については岡山県教育委員会及び各県立学校に係る数値が記載されている。

⑪ 平成20年度全国学力・学習状況調査の結果等による全国学力・学習状況調査結果チャートの配布について（依頼）

文部科学省から各都道府県等に対して、本件調査の調査結果について分析したチャート（以下「調査結果チャート」という。）を配布したもので、学校ごとに2種類の調査結果チャートが示されており、学力調査及び児童・生徒質問紙調査の調査結果から児童生徒の学力と学習状況の関係を、また、学力調査及び学校質問紙調査の調査結果から児童生徒の学力と学校の指導方法や学校運営との関係を、それぞれ12の領域のスコアから俯瞰的に見るもので、各学校の児童生徒の学力や学習状況等の特徴を視覚的に把握することができる。

4 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

本件対象公文書に係る条例上の非開示条項である条例第7条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定めており、「次に掲げるおそれ」の一つとして、同号ハにおいて「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」が規定されている。

これは、公にすることにより、県の機関、国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を非開示とすることを定めたものであり、事務事業に関する情報のうち、開示すると、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの等を非開示とするものと解される。

また、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす実質的な支障が看過し得ない程度のものをいうものであり、この場合、「支障を及ぼすおそ

れ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度のがい然性が認められなければならないと解される。

5 本件対象公文書の非開示理由該当性について

(1) 実施機関の主張

実施機関は、次のことから本件対象公文書は条例第7条第6号の非開示理由に該当すると主張する。

ア 実施要領では、調査結果の取扱いについて具体的に配慮すべき点として、「本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと」等を明記している。本件調査の参加主体である市町村教育委員会は、この要領に賛同し、参加を決めており、また、調査結果の公表は、参加主体である市町村が判断することであり、この実施要領に反して実施機関が、市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにして公表をすれば、次年度以降参加をしない市町村が出てくることも予想され、そうなると思惟で行っているこの調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

県内のすべての市町村教育委員会は、国が示す実施要領を踏まえて実施機関が行っている現在の公表の仕方を支持しており、実施機関が市町村教育委員会の意向に反して一方的に平均正答率の数値を開示してしまうと、市町村教育委員会及び各学校と県教育委員会との信頼関係が損なわれてしまい、教育の質を高めるといふ調査の目的の実現を妨げる。

イ 実施機関が県内各市町村教育委員会や学校別の平均正答率の数値が示されている資料を開示すれば、市町村や学校の序列化を生じてしまう可能性が大きく、その結果、過度な競争を招き、また、順位が低い学校の児童生徒であれば劣等感を抱くとか、発達障害、知的障害の子供や勉強が苦手なテストの結果も良くない子供に差別やいじめが生まれるなど、児童生徒に様々な悪影響が及ぼされることが大変危惧される。

ウ 県立学校については、実施要領に基づき、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わない。特に特別支援学校については、参加校・参加者数も限られており、結果公表が学校や個人の特定につながるおそれがある。

(2) 市町村教育委員会等との信頼関係について

実施要領には、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと、各市町村における公立学校全体の結果や各学校の結果の公表については、当該市町村教育委員会や学校の判断にゆだねること、文部科学省が公表する内容を除く調査結果については、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例の非開示情報の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことがないよう、適切に対応する必要があることなどが示されているところ、実施機関が上記(1)のアで主張するよ

うに、本件調査に係る調査結果の公表に関しては、本来、各市町村立学校全体に係るものについては当該市町村教育委員会が、また、各学校に係るものについては当該学校が自ら判断して対処すべきで、実施機関が頭越しに公表すべきではないとの考え方は理解できないものではない。

また、各市町村教育委員会は、調査結果の公表等について実施要領に基づいた対応がなされることを前提として、本件調査への参加を決定していると考えられることから、実施機関が実施要領と相違するかたちで公表等した場合、市町村教育委員会や学校との信頼関係が損なわれてしまうと危惧するのも無理からぬところである。

しかしながら、実施要領は法的拘束力が認められるものではなく、実施機関が保有する本件対象公文書に係る開示の可否については、あくまでも条例の規定に照らして判断しなければならないことは言うまでもない。

この点につき、条例第7条第6号に定める非開示情報に該当するためには、当該情報を開示することによって、実施機関と市町村教育委員会や学校との信頼関係が損なわれるおそれがあるというだけでは足りず、具体的な事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められなければならないものと解され、本件対象公文書の内容を踏まえて具体的に検討する必要がある。

そこで、上記3の①から⑫まで（⑩を除く）の文書を調査事項との関係で次のように分類した上で検討を行う。

- * 学力調査の結果に係るもの . . . ①・②・③・⑧・⑪・⑫
- * 児童・生徒質問紙調査の結果に係るもの . . . ④・⑤・⑧・⑫
- * 学校質問紙調査の結果に係るもの . . . ⑥・⑦・⑨・⑫

(3) 学力調査の結果に係る情報について

学力調査の結果に係る情報は、文書①・②・③・⑧・⑪・⑫に記載されているが、これらは学校や市町村教育委員会等を単位とした教科区分ごとの平均正答率（数）や正答数の分布を示すグラフなど各集団の学力調査の結果を端的に示す数値や図表、また、設問ごとの平均正答率（数）などのように集計処理等を行うことによりそうした数値等を導くことができるものである。

ア 学校別の調査結果の開示について

学力調査に係る学校別の調査結果については、文書①・②・③の各県立学校分の資料に教科区分及び設問ごとの平均正答率（数）等、文書⑪の各市町村教育委員会分及び岡山県教育委員会分の資料に教科区分ごとの平均正答率（数）が示されており、また、文書⑫に各学校別の調査結果チャートが掲載されている。

こうした情報を地域で共有化することは、保護者をはじめ地域住民の学校教育への関心を高め、地域の理解を得ながら教育環境の向上に取り組んでいく上で利点があると考えられる。

他方、当該情報は学校ごとの学力調査の結果を端的に表すもので、現実に各学校の数値等にはかなり開きがあり、これが一律に公表等されれば小中学校が容易に序列化されてしまうおそれは否定できない。学校は児童生徒にとって生活や学習の場として極めて重要な位置を占める集団であり、児童生徒が学校に対して抱

く帰属意識は強いものであることから、学校の序列化が児童生徒の意識に及ぼす影響は極めて大きいと考えられるので、こうした情報については、慎重な取扱いが必要である。

これらの情報を開示した場合、下位の学校の児童生徒が、自らの属する学校について無用の劣等感を持ち、学習意欲を減退させたり、これらをめぐって児童生徒の間に差別の感情やいじめが生じることが懸念され、また、小中学校の学区との関係から、上位の学校と下位の学校との格差が地域的な偏見に結び付いてしまうことも考えられる。このように、開示することにより当該地域の学校教育に看過し得ないほどの弊害が生じ、ひいては市町村教育委員会として本件調査への参加を見合わせざるを得ない事態が生ずることも予想される。

したがって、学力調査に係る学校別の調査結果については、これを開示すると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

イ 市町村別の調査結果の開示について

学力調査に係る市町村別の調査結果については、文書①・②・③・⑧・⑪の各市町村教育委員会分の資料及び文書⑩の岡山県分の資料に教科区分ごとの平均正答率（数）や設問ごとの平均正答率（数）等が示されている。

こうした市町村別の情報についても、一律に公表された場合、市町村間の比較が容易にできるため、それに伴う弊害が懸念される一方、これらを地域で共有化することについては、学校別の情報と同様に教育環境の向上に取り組んでいく上で利点があると考えられる。

また、学校と異なり市町村は児童生徒が直接的に帰属の意識を持つ集団ではないことから、ある程度、市町村間の比較ができたとしても、それが児童生徒の生活や意識に及ぼす影響は比較的小さいと考えられ、それによって児童生徒が劣等感を持ったり、差別の感情やいじめなどに結び付くとは考えにくい。

学力調査に係る市町村別の調査結果の公表をめぐっては、秋田県が平成20年度の本件調査の調査結果に係る県内全市町村の科目別平均正答率を公表した例があるにもかかわらず、平成21年度の本件調査には全国すべての市町村が参加している。こうしたことから見ても、これらの情報については、開示することで教育行政を遂行する上で看過し得ないほどの弊害が生じるとは言えず、公にすることの社会的要請を上回るような支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ただし、市町村において本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が1校のみの場合、市町村別の調査結果を開示することで当該学校の調査結果が明らかとなり、また、それが2校である場合も、これを開示すると互いに他校の調査結果を知り得ることとなり、さらに実施要領においても自校の調査結果を公表することは各学校の判断にゆだねられていることから、一方の学校が自校の調査結果を公表すれば、市町村別の調査結果と照らし合わせるによりもう一方の学校の調査結果が明らかとなり、上記アと同様の弊害が生じるおそれがあることから、それを開示することは適当でない。

したがって、市町村において本件調査の取りまとめの対象となった学校が2校

以下である場合の学力調査に係る市町村別調査結果については、これを開示すると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

ウ 県立学校全体の調査結果の開示について

学力調査に係る県立学校全体の調査結果については、文書①・②・③・⑧・⑩の岡山県教育委員会分の資料及び文書⑪の岡山県分の資料に教科区分ごとの平均正答率（数）や設問ごとの平均正答率（数）等が示されている。

本件調査に係る県立学校の状況として、小学校と中学校についてそれぞれ以下の事情が見受けられることから、開示の可否に関しては個別に検討する。

小学校については、調査対象の学校数は複数であるがすべて特別支援学校であり、また、調査結果の取りまとめの対象となった児童数は極めて少数である。

これらの調査結果について開示した場合、各児童個人の調査結果が明らかになるものではないものの、当該児童を含む極めて少数の者を対象とした調査結果が明らかになることとなり、また、対象がすべて特別支援学校であるため、これを集団ととらえて他と比較することが可能となり、そうしたことが対象児童の生活や意識に及ぼす影響を考えた場合、教育行政を遂行する上で看過し得ない程度の弊害が生じるおそれがあると認められるので、これを開示することは適当でない。

また、中学校については、調査対象の学校数は複数であるが、調査結果の取りまとめの対象となった生徒のうち9割以上が同一の学校に所属している。

こうした場合、県立学校全体の調査結果は、当該学校の調査結果を大きく反映したものとなっており、これを開示すると同校の調査結果を開示することに近い結果となることから、これについても開示することは適当でない。

したがって、学力調査に係る県立学校全体の調査結果については、これを開示すると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

エ 部分開示について

文書①・②・③の各市町村教育委員会分、岡山県教育委員会分及び各県立学校分の資料について、それぞれ各市町村教育委員会、県立学校全体及び学校別の調査結果を非開示にした場合、「全国（公立）」及び「岡山県（公立）」に係る数値等が残るが、これらについては、いずれも岡山県分の資料として開示されていることから、有意なものとは認められず、重複して開示する必要はない。

一方、文書⑪中、「学校実施数」（平成19年度分に限る。）及び「児童（生徒）数」については、これらを開示しても特に事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、開示することが適当である。

(4) 児童・生徒質問紙調査の結果に係る情報について

児童・生徒質問紙調査の結果に係る情報は、文書④・⑤・⑧・⑫に記載されているが、児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境及び生活の諸側面等に関する質問に対して児童生徒が回答した結果であり、質問事項としては、学習に対する関心・意欲・態度を問うもの、規範意識や自尊感情について問うもの、生活・学習習慣について問うものなどがある。

ア 学校別の調査結果の開示について

児童・生徒質問紙調査に係る学校別の調査結果については、文書④・⑤の各県立学校分の資料に、質問ごとの回答状況が数値及び図表で示されており、また、文書⑫に各学校別の調査結果チャートが掲載されている。

こうした情報を地域で共有化することについては、学力調査の結果と同様に教育環境の向上に取り組んでいく上で利点があると考えられる。しかし、当該情報は児童生徒の学習や生活の状況に関する評価については学校の評価・序列化につながる可能性があるものであり、また、全国レベル及び岡山県全体における児童・生徒質問紙調査結果と学力調査結果との相関関係の分析が公表されていることから、学校別の調査結果を開示すると学校別の学力調査結果について推測ないし憶測を招くおそれがある。このようなことから、学校別の調査結果を開示することにより学力調査の結果を開示する場合と同様の弊害が生じるものと考えられる。

したがって、児童・生徒質問紙調査に係る学校別の調査結果については、これを開示すると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

イ 市町村別の調査結果の開示について

児童・生徒質問紙調査に係る市町村別の調査結果については、文書④・⑤・⑧の各市町村教育委員会分の資料に、質問ごとの回答状況が数値及び図表で示されている。

こうした市町村別の情報についても、公表等された場合、市町村間の比較ができることにより、何らかの弊害が生じるおそれがある一方、これらを地域で共有化することについては、学校別の情報と同様に教育環境の向上に取り組んでいく上で利点があると考えられる。

また、市町村は児童生徒が直接的に帰属の意識を持つ集団ではないことから、前記(3)のイで判断したのと同様に、公にすることによって児童生徒が劣等感を持ったり、差別の感情やいじめなどに結び付くとは考えにくく、教育行政を遂行する上で看過し得ないほどの弊害が生じるとは言えず、これらを公にすることの社会的要請を上回るような支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ただし、前記(3)のイと同じく、各市町村において本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下の場合、上記アと同様に、これらの情報を開示すると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

ウ 県立学校全体の調査結果の開示について

児童・生徒質問紙調査に係る県立学校全体の調査結果については、文書④・⑤・⑧の岡山県教育委員会分の資料に、質問ごとの回答状況が数値及び図表で示されている。

本件調査に係る県立学校は、前記(3)のウで見たとおりの状況であるため、上記アと同様に、これらの情報を開示すると教育行政の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

エ 部分開示について

文書④・⑤の各市町村教育委員会分、岡山県教育委員会分及び各県立学校分の資料について、それぞれ各市町村教育委員会、県立学校全体及び学校別の調査結果を非開示にした場合、「全国（公立）」及び「岡山県（公立）」に係る数値等が残るが、これらについては、いずれも岡山県分の資料で開示されていることから、有意なものとは認められず、重複して開示する必要はない。

(5) 学校質問紙調査の結果に係る情報について

学校質問紙調査の結果に係る情報は、文書⑥・⑦・⑨・⑫に記載されているが、学校における指導方法に関する取組みや学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問に対して各学校の校長が回答した結果であり、質問事項には児童生徒や教員の状況、教科の指導方法、学力向上のための取組み、地域の人材・施設の活用及び教員の研修について問うものなどがある。

ア 学校別の調査結果の開示について

学校質問紙調査に係る学校別の調査結果については、文書⑨の各市町村教育委員会及び岡山県教育委員会分の資料に各質問ごとの回答状況が示されており、また、文書⑫に各学校別の調査結果チャートが掲載されている。

これら学校運営の状況についての情報を地域で共有化することについては、教育環境の向上に取り組んでいく上で利点があると考えられる。

他方、これらの情報は、学校運営の状況に関する評価につながるものであることから、学校別の調査結果を一律に公表等した場合、各学校の置かれた状況はそれぞれ異なるにもかかわらず、表面的な情報のみが独り歩きし、それに基づいて学校運営の面から学校が序列化されてしまうなど、児童生徒への悪影響その他学校教育を遂行する上で看過し得ない弊害が生じるおそれがあると認められる。

また、調査結果の公開が前提となった場合、これら学校運営の状況に関する評価につながる質問事項については、外部からの評価を意識して率直な回答がなされにくくなることも懸念される。

したがって、学校別の調査結果が開示された場合には、学校教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、今後の調査において、実態に即した調査結果が得られなくなり本件調査の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあることから、これらは条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

イ 市町村別の調査結果の開示について

学校質問紙調査に係る市町村別の調査結果については、文書⑥・⑦の各市町村教育委員会分の資料に各質問ごとの回答状況が数値及び図表で示されている。

市町村別の調査結果については、通常、それが公になったとしても特定の学校の回答状況が明らかになるものではないので、学校教育及び本件調査の適正な遂行に支障が及ぶとは考えられない。

ただし、前記（3）のイと同じく、市町村において本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下の場合、上記アと同様に、これらの情報を開示すると学校教育及び本件調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

なお、学校質問紙調査の質問事項には、児童生徒の状況に係るデリケートな内容を問うものが含まれているが、本件調査の取りまとめの対象となった学校数の如何にかかわらず、回答結果の分布の状況等によっては、回答した学校が特定ないし推測される場合もあることから、こうした情報についてはなお慎重な取扱いが必要である。特に、就学援助を受けている児童生徒の割合、日本語指導が必要な児童生徒の割合及び発達障害により困難を抱えている児童生徒数に係る回答状況については極めてデリケートな内容であり、市町村において本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が3校以上の場合であっても公にすると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるが、学校質問紙調査の調査結果を非開示にした理由について、実施機関から具体的な説明はなされておらず、当審査会としてはこれ以上、個別の質問事項に係る開示の可否については審議を尽くすことはできなかった。

よって、市町村において本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が3校以上の場合の学校質問紙調査に係る市町村別の調査結果については、実施機関において上記の観点を踏まえて非開示とするべき質問事項の範囲についてなお慎重に検討した上で判断されるべきである。

ウ 県立学校全体に係る調査結果の開示について

学校質問紙調査に係る県立学校全体の調査結果については、文書⑥・⑦の岡山県教育委員会分の資料に各質問ごとの回答状況が数値及び図表で示されている。

これらの情報については、上記イの市町村別の調査結果と同じく調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下の場合、上記アと同様に、これらの情報を開示すると学校教育及び本件調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

ただし、調査結果の取りまとめの対象となった学校が3校以上の場合であっても、質問事項のうち児童生徒の状況に係るデリケートな内容を問う質問事項に関するものであり、公にすると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある回答状況については、上記イと同様になお慎重な取扱いにより開示の可否を決定すべきである。

エ 部分開示について

文書⑥・⑦の各市町村教育委員会分及び岡山県教育委員会分の資料について、それぞれ各市町村教育委員会及び県立学校全体の調査結果を非開示にした場合、「全国（公立）」及び「岡山県（公立）」に係る数値等が残るが、これらについては、いずれも岡山県分の資料として開示されていることから、有意なものとは認められず、重複して開示する必要はない。

(6) 文書⑧の開示について

文書⑧は、学力調査及び児童・生徒質問紙調査の調査結果に基づき作成されたものであるが、前記（3）及び（4）でそれぞれ判断したところにより、各市町村教育委員会分の資料については、各市町村において本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が3校以上である場合は開示することが適当であるが、それが2校以下である場合及び岡山県教育委員会分の資料については、開示することは適当でな

く、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

なお、文書⑧の各市町村教育委員会分及び岡山県教育委員会分の資料について、それぞれ各市町村教育委員会及び県立学校全体の調査結果を非開示にした場合、質問番号及び質問事項等が残るが、これらはいずれも岡山県分の資料として開示されていることから、有意なものではなく、重複して開示する必要はない。

(7) 文書⑫の開示について

文書⑫のうち調査結果チャートについては、学校ごとに学力調査、児童・生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の調査結果に基づき、各学校の児童生徒の学力、学習状況及び学校の指導方法等の特徴がチャートとして示されたものであるが、前記(3)、(4)及び(5)でそれぞれ判断したとおり学校別の調査結果については開示すべきでないことから、当該調査結果チャートについても、開示することは適当でなく、条例第7条第6号の非開示情報に該当するものと認められる。

6 理由の付記について

異議申立人は、実施機関の開示しない理由は、条文を示した上で、条文の文言を引用記載したものにとすぎず、理由付記としては不十分（要件不備）であり、確実であろうと思われるがい然性の高い「おそれ」の具体的主張を実施機関に求めたいと主張しており、一方、実施機関は、理由の付記に不足はないと主張している。

行政処分に理由の付記が要請される趣旨は、処分庁の判断について合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるというものであると解されており、本件処分において実施機関が付した理由はこの趣旨に照らした場合、簡潔に過ぎ十分であるとは言えないが、本件処分自体を取り消すまでの重大な不備があるとまでは認められない。

7 結論

以上により、実施機関が本件対象公文書を条例第7条第6号に該当するものとして一部開示決定した本件処分について、別紙2に掲げる部分については開示することが適当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年11月13日	実施機関から諮問を受けた。
平成20年12月10日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 1 月 30日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。

平成21年3月11日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成21年4月24日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年7月31日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成21年9月4日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年10月9日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成21年11月13日 (審査会第7回目)	事案の審議を行った。
平成21年12月18日 (審査会第8回目)	事案の審議を行った。
平成22年2月4日 (審査会第9回目)	事案の審議を行った。
平成22年3月15日 (審査会第10回目)	事案の審議を行った。
平成22年4月28日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤田 奈 美	弁護士	
進藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	

(別紙1)

※「開示決定の内容」欄：○は開示、▲は一部開示、●は非開示

平成19年度分

No	発番等	文書名	開示決定の内容
1	平成20年3月12日 報道発表	平成20年度全国学力・学習状況調査の参加学校数等について	○
2	平成20年1月21日 教指義第1150号	全国学力・学習状況調査に対する文部科学省への要望	○
3	平成20年1月11日 お知らせ	「学力向上健やかフォーラム2008inおかやま」の開催に関する報道機関への通知について	○
4	平成19年12月27日	「平成19年度全国学力・学習状況調査中間報告」の指導課ホームページへのアップについて	○
5	平成19年12月27日 指義第1110号	平成20年度全国学力・学習状況調査 学校に対する学校基本情報の確認についての事前連絡	○
6	平成19年12月20日 教指義第1086号	平成20年度全国学力・学習状況調査への参加について(回答)	○
7	平成19年12月13日 教指義第1064号	「学力向上健やかフォーラム2008inおかやま」のポスター・チラシの送付について(依頼)	○
8	平成19年12月11日 教指義第1050号	「学力向上健やかフォーラム2008inおかやま」の開催について	○
9	平成19年12月10日 メール回答	各都道府県における学力実態調査事業について長野県	○
10	平成19年12月10日 FAX回答	全国学力・学習状況調査に関するアンケート(回答)教育新聞社	○
11	平成19年12月5日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査 学校基本情報の確認について【小学校】【中学校】	○
12	平成19年12月5日 指義第1027号	平成19年度全国学力・学習状況調査に係るデータの管理について(依頼)	○
13	平成19年12月5日 指義第1025号	平成19年度全国学力・学習状況調査中間報告の送付について	○
14	平成19年11月26日 メール回答	統一模試及び学力実態調査の問い合わせ(回答)大阪府	○
15	平成19年11月23日 指義第987号	平成20年度全国学力・学習状況調査への参加について(照会)	○
16	平成19年11月23日 教指義第988号	平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について(通知)	○
17	平成19年11月20日 メール回答	都道府県・指定都市における学力調査の実施状況について(回答)文科省	○
18	平成19年11月14日 19文科初第865号	平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について(通知)	○
19	平成19年11月14日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査に関する学校基本情報の確認についての事前連絡	○
20	平成19年10月24日 FAX送信票	全国学力・学習状況調査の中学校における個人票の配付方法の修正について	○
21	平成19年10月22日 FAX送信票	全国学力・学習状況調査に係る記者発表について	○
22	平成19年11月8日 お知らせ	平成19年度全国学力・学習状況調査結果の説明について	○
23	平成19年10月31日 指義第942号	平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について(通知)	○
24	平成19年9月3日	教育通信「こころのわ」原稿校正	○
25	平成19年8月31日 指義第708号	全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて(通知)	○
26	平成19年8月24日	平成19年度都道府県・指定都市教育委員会「全国学力・学習状況調査」担当者説明会	○
27	平成19年8月6日 メール回答	平成19年度全国学力・学習状況調査に関するアンケート	○
28	平成19年7月3日 FAX送信票	「全国学力調査」にかかわるアンケート(回答)朝日新聞	○
29	平成19年6月17日 事務連絡	学力調査に関する報告書等の送付について	○
30	平成19年5月22日 事務連絡	平成19年度全国学力・学習状況調査解説資料の送付について	○
31	平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領		○
32	平成19年5月14日 FAX送信票	平成19年度全国学力・学習状況調査の実施状況について	○
33	平成19年5月10日 指義第192号	平成20年度全国学力・学習状況調査の実施予定日について	○
34	平成19年4月27日 課内資料	平成19年度全国学力・学習状況調査について	○
35	平成19年4月26日 お知らせ	平成19年度全国学力・学習状況調査における県内公立学校の参加状況について	○
36	平成19年4月25日 FAX送信票	全国学力・学習状況調査の解答用紙等の回収について	○
37	平成19年4月23日 プレス発表資料	平成19年度全国学力・学習状況調査の参加学校数等について	○
38	平成19年4月25日 FAX送信票	平成19年度全国学力・学習状況調査の終了報告の数値確認について	○
39	平成19年4月20日 FAX送信票	全国学力・学習状況調査における報道の取扱いについて	○
40	平成19年4月19日 お知らせ	平成19年度全国学力・学習状況調査にかかわる取材の取扱いについて	○
41	平成19年4月18日 FAX送信票	平成19年度全国学力・学習状況調査の調査目的の事前周知について	○
42	平成19年4月16日 FAX送信票	平成19年度全国学力・学習状況調査実施上の留意点の送付について	○
43	平成19年4月13日 FAX送信票	全国学力・学習状況調査に関する周知事項について	○
44	平成19年度全国学力・学習状況調査に係る今後の予定		○
45	平成19年度全国学力・学習状況調査について		○
46	平成19年4月9日 メール回答	連絡体制(岡山県)登録	○
47	平成19年4月4日 指義第16号	平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について	○
48	平成19年4月2日 FAX送信票	全国学力・学習状況調査にかかわる事務連絡の送付について	○
49	平成19年度都道府県・指定都市教育委員会等全国学力・学習状況調査担当者会議		○
50	平成19年度全国学力・学習状況調査 最終報告		○

No	発 番 等	文 書 名	開示決定の内容			
51	平成19年度全国学力・学習状況調査	中間報告	○			
52	平成19年度全国学力・学習状況調査	結果の概要	○			
53	平成19年度全国学力・学習状況調査	調査結果のポイント	○			
54	平成19年度全国学力・学習状況調査	調査結果概要【小学校】【中学校】	○			
55	平成19年度全国学力・学習状況調査	報告書【小学校】【中学校】	○			
56	平成19年度全国学力・学習状況調査	集計結果【小学校】【中学校】	○			
57	平成19年度全国学力・学習状況調査	における追加項目	○			
58	平成19年度全国学力・学習状況調査結果		ア (公立学校)	イ (市町村立 学校)	ウ (県立学校)	
			岡山県	各市町村教 育委員会	岡山県教育 委員会	各県立学校
		① 調査結果概況	○	●	●	●
		② 設問別調査結果	○	●	●	●
		③ 設問別(解答類型)調査結果	○	●	●	●
		④ 回答結果集計[児童・生徒質問紙](表)	○	●	●	●
		⑤ 回答結果集計[児童・生徒質問紙](グラフ)	○	●	●	●
		⑥ 回答結果集計[学校質問紙](表)	○	●	●	—
		⑧ クロス集計表[児童・生徒質問紙—教科]	○	●	●	—
		⑪ 実施概況	▲※1	●	●	—

※1:No.58⑪アの非開示部分は、岡山県教育委員会及び各市町村教育委員会に係る学校実施数、児童・生徒数、平均正答数・平均正答率

平成20年度分

No	発番等	文書名	開示決定の内容			
1	平成20年10月9日 指義第796号	平成20年度全国学力・学習状況調査説明会の開催について	○			
2	平成20年9月16日 教指義第725号	平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について(通知)	○			
3	平成20年9月1日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の分析参考資料の配付について(依頼)	○			
4	平成20年9月1日 指義第666号	平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて(通知)	○			
5	平成20年8月29日 メール回答	各都道府県・指定都市におけるローデータの貸与に関する予備調査	○			
6	平成20年8月22日	平成20年度全国学力・学習状況調査担当者連絡会議	○			
7	平成20年8月21日 指義第635号	平成20年度全国学力・学習状況調査結果の提供・公表日について	○			
8	平成20年8月21日 指義第636号	平成22年度全国学力・学習状況調査の実施予定日について	○			
9	平成20年7月24日 メール回答	全国学力・学習状況調査結果等に関する公開請求について(照会)	○			
10	平成20年7月24日 事務連絡	平成21年度全国学力・学習状況調査の日程変更について	○			
11	平成20年7月10日 指義第510号	平成21年度全国学力・学習状況調査の実施予定日の変更について	○			
12	平成20年7月14日 メール回答	市区町村教育委員会における全国学力・学習状況調査を活用した取組の状況に関する調査(回答)	○			
13	平成20年7月1日 指義第460号	市区町村教育委員会における全国学力・学習状況調査を活用した取組の状況に関する調査(依頼)	○			
14	平成20年6月18日 指義第401号	各都道府県・政令指定都市における義務教育段階の学力調査の平成19年度実施状況及び平成20年度実施予定の調査について(回答)	○			
15	平成20年6月16日 指義第375号	学力向上に係る自学自習支援ソフトの活用状況について	○			
16	平成20年5月20日 事務連絡	平成19年度学力調査問題の提供について	○			
17	平成20年5月14日 指義第202号	平成21年度全国学力・学習状況調査の実施予定日について	○			
18	平成20年4月22日 お知らせ	平成20年度全国学力・学習状況調査における県内の学校の参加状況について	○			
19	平成20年4月22日 FAX送信票	めざましテレビ アンケート調査(回答)	○			
20	平成20年4月18日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査における報道の取扱いについて(依頼)	○			
21	平成20年4月17日 お知らせ	平成20年度全国学力・学習状況調査の当日取材について	○			
22	平成20年4月11日 事務連絡	全国学力テストに向けた取組について 取材のお願い	○			
23	平成20年4月10日 指義第60号	平成20年度全国学力・学習状況調査の実施上の留意点について	○			
24	平成20年3月19日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査「調査終了報告書」の提出について(依頼)	○			
25	平成20年3月19日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査における連絡体制について(依頼)	○			
26	平成20年4月7日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査に関する連絡事項について(依頼)	○			
27	平成20年4月8日	指導課HPの更新について	○			
28	平成20年3月10日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査 調査対象学校の確認について【小学校】【中学校】	○			
29	平成20年2月7日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査に関する配付資料の訂正について	○			
30	平成20年2月6日	平成19年度都道府県・指定都市教育委員会等「全国学力・学習状況調査」担当者会議	○			
31	平成20年度全国学力・学習状況調査結果の概要		○			
32	平成20年度全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント		○			
33	平成20年度全国学力・学習状況調査 調査結果概要【小学校】【中学校】		○			
34	平成20年度全国学力・学習状況調査 調査結果資料【小学校】【中学校】		○			
35	平成20年9月26日 事務連絡	平成20年度全国学力・学習状況調査の結果等による全国学力・学習状況調査結果チャートの配布について(依頼)	▲※2			
36	平成20年度全国学力・学習状況調査結果		ア (公立学校)	イ (市町村立学校)	ウ (県立学校)	
			岡山県	各市町村教育委員会	岡山県教育委員会	各県立学校
		① 調査結果概況	○	●	●	●
		② 設問別調査結果	○	●	●	●
		③ 設問別(解答類型)調査結果	○	●	●	●
		④ 回答結果集計[児童・生徒質問紙](表)	○	●	●	●
		⑤ 回答結果集計[児童・生徒質問紙](グラフ)	○	●	●	●
		⑥ 回答結果集計[学校質問紙](表)	○	●	●	—
		⑦ 回答結果集計[学校質問紙](グラフ)	○	●	●	—
		⑧ クロス集計表[児童・生徒質問紙-教科]	○	●	●	—
		⑨ 回答状況[学校質問紙]	—	●	●	—
⑩ クロス集計表[学校質問紙-教科]	○	—	—	—		
⑪ 実施概況	▲※3	●	●	—		

※2:No.35の非開示部分は、各学校に係る全国学力・学習状況調査結果チャートの部分

※3:No.58⑪アの非開示部分は、岡山県教育委員会及び各市町村教育委員会に係る児童・生徒数、平均正答数・平均正答率

(別紙2)

1 別紙1の平成19年度分のNo.58に係る次の文書

文 書 名	開示すべき部分
①調査結果概況 ②設問別調査結果 ③設問別(解答類型)調査結果 ④回答結果集計 [児童質問紙](表) ⑤回答結果集計 [児童質問紙](グラフ) ⑧クロス集計表 [児童質問紙-教科]	各市町村教育委員会分(本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に係るものを除く。)
⑥回答結果集計 [学校質問紙](表)	各市町村教育委員会分(本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に係るものを除く。)
⑪実施概況	岡山県分 岡山県教育委員会及び各市町村教育委員会(本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に限る。)に係る平均正答数及び平均正答率を除いた部分 各市町村教育委員会分(本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に係るものを除く。) 各市町村教育委員会及び各学校に係る平均正答数及び平均正答率を除いた部分 岡山県教育委員会分 岡山県教育委員会及び各学校に係る平均正答数及び平均正答率を除いた部分

2 別紙1の平成20年度分のNo.36に係る次の文書

文 書 名	開示すべき部分
①調査結果概況 ②設問別調査結果 ③設問別（解答類型） 調査結果 ④回答結果集計 [児童質問紙]（表） ⑤回答結果集計 [児童質問紙]（グラフ） ⑧クロス集計表 [児童質問紙—教科]	各市町村教育委員会分（本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に係るものを除く。）
⑥回答結果集計 [学校質問紙]（表） ⑦回答結果集計 [学校質問紙]（グラフ）	各市町村教育委員会分（本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に係るものを除く。） ----- 岡山県教育委員会分（本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である場合を除く。）
⑪実施概況	岡山県分 ----- 各市町村教育委員会分（本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に係るものを除く。） ----- 各市町村教育委員会分（本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に係るものに限る。） ----- 岡山県教育委員会分
	全部 ----- 児童生徒の状況に係るデリケートな内容を問う質問事項に関するものであり、公にすると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある回答状況を除いた部分 ----- 児童生徒の状況に係るデリケートな内容を問う質問事項に関するものであり、公にすると教育行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある回答状況を除いた部分 ----- 岡山県教育委員会及び各市町村教育委員会（本件調査結果の取りまとめの対象となった学校が2校以下である市町村教育委員会に限る。）に係る平均正答数及び平均正答率を除いた部分 ----- 各学校に係る平均正答数及び平均正答率を除いた部分 ----- 市町村教育委員会及び各学校に係る平均正答数及び平均正答率を除いた部分 ----- 岡山県教育委員会及び各学校に係る平均正答数及び平均正答率を除いた部分